

## 財務 VOL.43

## 来年から「税務調査」が変わります！

平成23年12月2日に税務調査に関する法律が改正され、平成25年1月1日以降に実施される調査に適用されます。納税者の権利保護も目的として改正を行うという建前のもと、従来は法律が整備されていなかった税務調査の手続について、法定化がなされました。**改正内容を見ていきますと建前通りに納税者にとって有利な事項もありますが、税務署の権限が強化された事項も見受けられます。**以下改正項目の主な内容について説明させていただきます。

### 調査の事前通知

税務調査に際しては、原則として、納税者と税理士に対して調査の開始日時・実施場所などを事前に通知することが規定されました。これまでは、税務署から連絡が入るのは税理士のみで、税務署と税理士の間で日程・場所などを決定し、税務署から納税者へは直接連絡が行かないことが一般的でした。しかし、**改正後は、少なくとも、実地の調査を実施することについては、税務署から納税者の方に直接通知することになります。**いきなり税務署から調査の連絡があると驚かれることかと存じますが、**税理士に一任している旨を仰っていただき、そちらと調整をするように依頼**されれば、税理士と税務署で打ち合わせをすることになりますので、ご安心下さい。

また、事前に対象となる税目と期間を通知することとなり、通知した対象以外を調査できるのは、誤りが疑われる場合に限定されました。これにより、無制限に調査対象が拡大することがなくなり、納税者の負担が軽減されます。

### 帳簿書類等の持ち帰り

税務調査の際、必要があると判断された場合に、調査官が帳簿書類等を持ち帰ることは従来も行なわれていましたが、厳密にはその場に臨んで検査(臨検)する質問検査権しか与えられておらず、帳簿類の持ち帰り等は、納税者の承諾なしにはできませんでした。ところが今回の改正では、調査官が必要であると判断すれば「**当該物件の提示若しくは提出**」の権限を新たに創設し、「**提出された物件を留め置くことができる**」と定められました。国税庁のパンフレットでは、帳簿書類等を持ち帰るケースについて、調査するスペースがない、コピー機がない、分量が多くて持ち帰ったほうが効率的であるといった、**やむを得ない場合や、納税者の負担軽減のために合理的であると認められる場合に、納税者へ持ち帰りの必要性を説明し、「理解と協力の下、その承諾を得て実施する」と**されています。しかし、従来は

根拠法令がないまま慣例的に調査官が持ち帰っており、貸す、貸さないのトラブルが多かったものが、**調査官の質問検査権の一環として法律上明記**されたことは、明らかに調査官の権利強化といえるでしょう。

資料を持ち帰られた場合、調査官もじっくり腰を据えて帳簿類の確認を行うことになりますから、今まで以上に疑義のある点についての確認がきっちり行われるでしょうし、結果として調査開始から終結までの期間も長期化する恐れがあります。

### 調査の終了

従来も、調査により修正すべき事項が確認されなかった場合には、「**是認通知**」と呼ばれる問題がない旨を記した通知が交付されていましたが、申告に全く誤りがなく指導事項もない場合に限られていました。しかし、今回の改正により、修正申告や税務署による更正には及ばないような指導事項があったとしても、「**更正又は決定をすべきと認められない場合の通知**」が書面で交付されることとなりました。これまでは、調査後に連絡がない状況がしばらく続き、その間納税者がやきもきして、結局そのまま連絡がないということがありましたが、今後はそのようなことはなくなるでしょう。

### 調査対象期間の拡大

申告後に誤りが見つかったときに、納税者が**税金の減額を求める更正の請求期間が従来は1年間でしたが、今回の改正により5年間に延長**されます。過年度の申告に誤りが見つかった場合に払い過ぎた税金を取り戻せる範囲が拡大したことは嬉しいのですが、それに対応して、**税務署が増額の更正をできる期間も従来の3年間から5年間に延長**されることになりました。従来の税務調査は税務署が更正をできる3年分のみを対象としておりましたが、**期間の延長に伴って税務調査の対象期間も5年分に拡大する可能性**が考えられます。

### 同一事業年度の再調査

一度調査の対象となった事業年度については、新たに得られた情報によって非違(違法行為)が確認できた場合に限り、その事業年度を再調査できるという規定が設けられました。従来はこの規定がなく、一度調査が行なわれた事業年度についても再度調査を受けることがあり、納税者に大きな負担がかかりましたが、**今回の改正により“非違が確認されない限り”は調査の対象とならない**ことが明文化されました。

(文責:税理士 北條勝紀、公認会計士 小野修一)

### ■ お知らせ

レポートの内容は、基本的に弊社が体験した経営上の課題を分かりやすく解説し、少しでも日々の経営に役立てて頂けるように作成しておりますが、「もっと詳しく知りたい」・「こんな話題も取り上げて欲しい」等のご要望がございましたら、ぜひお問合せ下さい。

また、「**具体的な相談に乗って欲しい**」というご要望がございましたら、「**無料経営相談**」をお申込み下さい。

★ 詳しくは、[医院経営 解決Navi](#) [検索](#) をご覧下さい！！